

議 事 日 程 (1)

令和8年1月16日 午前10時00分開議

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第2号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第3号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第4号 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第5号 芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第6号 芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第7号 令和7年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)

第10 議案第8号 令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

第11 議案第9号 令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

第12 議案第10号 令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第3号)

第13 議案第11号 令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第3号)

第14 議案第12号 中央公民館非常用電源整備工事請負契約の変更について

第15 報告第1号 専決処分事項の報告について

---

【 出 席 議 員 】 (11名)

1番 長島 毅	2番 原崎 功典	3番 守田 政孝	4番 田中 太
5番 香田 一之	6番 中西 智昭	7番 本田 浩	8番 松岡 泉

10番 妹川 征男      11番 川上 誠一      12番 辻本 一夫

---

【 欠 席 議 員 】      (1名)

9番 内海 猛年

---

【 欠 員 】              (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代      書記 岡本 賢治      書記 山城 朋美

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	貝掛俊之	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

---

【 傍 聴 者 数 】      (なし)

---

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、着席願います。

会議に入ります前に、皆様にお知らせいたします。

令和7年第4回定例会最終日の追加議案であります、常任委員の選任について、定例会閉会後に議案番号の誤りが判明したため、正誤表のとおり、訂正を行いましたのでお知らせいたします。

.....

午前10時01分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは、ただいまから令和8年第1回芦屋町議会臨時会を開会いたします。

年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

本日ここに、御臨席の皆様方とともに、令和8年の輝かしい新春を祝うことができますことは、大変喜ばしいことと存じます。

また旧年中は、町政並びに町議会に対しまして、温かく、力強い御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も町政並びに町議会への、より一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたしますとともに、皆様方の御健康と御多幸を心から御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、年頭の挨拶に代えさせていただきます。

それでは、議事日程に従って、会議を進めてまいります。

----- . ----- . -----

日程第1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、4番、田中議員と8番、松岡議員を指名しますので、よろしくお願いたします。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第3、議案第1号から日程第15、報告第1号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 貝掛 俊之君

皆様、新年明けましておめでとうございます。

令和8年は干支で申しますと、ひのえうまの年にあたります。うま年は力強く前へ進む行動力や躍動を象徴するとされており、ひのえうまは明るさや情熱をもって物事を前進させる年とも言われております。本町におきましても、この年を変化の時代の中にあっても歩みを止めることなく、着実に前へ進む1年としたいと考えております。

さて、昨年12月に公表された内閣府の月例経済報告では、我が国の景気について、緩やかに回復しているとの基調判断が示される一方、物価上昇の継続による個人消費に及ぼす影響、米国の通商政策の影響など、引き続き留意が必要であるとされております。

こうした状況を踏まえ、私は昨年12月の所信表明で申し上げましたとおり、まずは物価高や社会環境の変化の中にあっても、町民の暮らしと安全をしっかりと守ることを町政運営の根幹に置くとともに、将来を見据え、芦屋町を一步前に進める取組を着実に積み重ねていく1年にしたいたいと考えております。

議員各位におかれましては、本年も町政運営に対し格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、新年の挨拶といたします。

それでは、本日提案しております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは、条例議案でございます。

議案第1号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和7年の人事院勧告に伴い、本町職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定等のため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和7年の人事院勧告に伴い、町長、副町長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和7年の人事院勧告に伴い、議会議員の期末手当の支給率を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号の芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年の人事院勧告及び総務省の通知に基づき、会計年度任用職員の給与改定時期を、一般職の職員の給与改定時期に準じて適用するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号の芦屋町いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本条例で設置する芦屋町いじめ問題調査委員会及び再調査委員会の委員が、調査報告書の作成等に従事した場合に、作業時間数に応じた報酬を支給できるよう規定を設け、委員の活動支援及びいじめ防止対策の実効性向上を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号の芦屋町企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、さきに説明した議案第4号の提出に伴い、会計年度任用職員の給与改定時期を一般職の職員の給与改定時期に準じて適用するとともに、所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、補正予算議案でございます。

議案第7号の令和7年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ7,200万円を増額補正するものでございます。

歳入につきましては、町の独自施策として実施予定の生活応援商品券発行事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、財源変更により財政調整基金繰入金を減額補正しています。

歳出につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う給料等を増額計上したほか、国の施策として、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る費用を計上するとともに、栗屋排水ポンプ分解整備工事に係る事業費等を計上しています。

また、繰越明許費の追加を5件、債務負担行為の追加を1件計上しております。

議案第8号の令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

歳出では、給与改定に伴う給料等を増額計上するほか、業務量増加に伴う時間外勤務手当を増額計上するものでございます。

議案第9号の令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

歳出では、給与改定に伴う給料等を増額計上するものでございます。

議案第10号の令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入では、一般会計繰入金を増額計上するものでございます。

歳出では、給与改定に伴う給料等を増額計上するものでございます。

議案第11号の令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出として、給与改定に伴う給料等を3,189万7,000円増額計上するものでございます。

次に、契約議案でございます。

議案第12号の中央公民館非常用電源整備工事請負契約の変更につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。発電機及び油庫等の設置における一般取扱所としての許可対応などに伴い、工事内容を変更する必要が生じたので、2,465万9,008円の増額を行う工事請負変更契約を締結するものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第1号の専決処分事項の報告につきましては、障がい福祉サービス事業所みどり園で発生した屋根の破損事故に関して被害者への損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長 辻本 一夫君

以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長 辻本 一夫君

ありませんか。ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第7号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

22ページ、8款土木費、2目道路新設改良費の中の工事請負費、NO. 1 栗屋排水ポンプ分解整備工事。これについて、工事の内容について、まず伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

お答えさせていただきます。

補正予算書の22ページを御覧ください。一番上になりますが、8款2項2目14節工事請負費、NO. 1 栗屋排水ポンプ分解整備工事につきましては、必要額を増額補正するものであります。これは、8月9日から11日にかけての線状降水帯に伴います大雨によりまして、栗屋排水ポンプのNO. 1とNO. 2とポンプがあるんですが、NO. 2の方のポンプが被災し、機能停止しておりましたが、災害復旧事業において機能復旧を実施して戻ってまいりましたので、ポンプ2台の試運転を実施いたしました。

しかしながら今度は、NO. 1ポンプの方にも水が入り込んでおったようで、抵抗異常値が発生していることが判明しました。これにより今後、NO. 1ポンプの方に異常停止が発生して、運転不可となる可能性が生じたところでございます。このことから、直ちにNO. 1ポンプの機

能復旧に係る事業に着手するため、増額補正をお願いするものでございます。

なお、令和8年度の梅雨時期に間に合わせるため、早急に手配する必要があると思いますが、令和7年度中の完了が見込めないため、繰越明許費の設定を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

8月9日からの、豪雨災害によって水没したポンプの修理ということですが、水没する前のポンプの排水能力はどうであったのか、低下してたのか、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 小田 武文君

水没する前は、必要な排出量は確保できておりました。今修理に出して戻ってきたNO. 2の方なんかは元の状態には戻っておるんですが、NO. 1もそうですけど、今から修理に出して元に戻すんですが、もともとの、整備してから10数年経っておりまして、もう古くなってきておるところから、一旦は元の状態に戻しますが、耐用年数的に問題がありますので、また新たに予算をいただいて、今後新規に取り替える、そのようなことが必要になってまいります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

一応この修理によって一定の排水能力の回復はできるが、なかなかそれを継続させていく、また能力を向上させていくという、そういった点では大変厳しいというような説明です。

今後、新たなポンプを、設置する、そういった点では排水能力が向上して、ポンプを設置して、住民の安心安全を守るようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第 8 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 1 1、議案第 9 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第 9 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 1 2、議案第 1 0 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第 1 0 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 1 3、議案第 1 1 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第 1 1 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 1 4、議案第 1 2 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第 1 2 号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第 1 5、報告第 1 号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第 1 号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第 3、議案第 1 号から日程第 1 4、議案第 1 2 号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前 10 時 22 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

お諮りします。日程第 3、議案第 1 号から日程第 1 4、議案第 1 2 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政副委員長に審査結果の――。

ちょっと待ってください。すみません。繰り返します。

まず、総務財政副委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政副委員長。

○総務財政常任委員会副委員長 田中 太君

本日、総務財政常任委員会委員長が欠席であるため、副委員長であります私田中より、審査結果の報告をいたします。

報告第 1 号、令和 8 年 1 月 1 6 日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会副委員長、田中太。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

議案第 1 号、満場一致、原案可決。

議案第 2 号、満場一致、原案可決。

議案第 3 号、満場一致、原案可決。

議案第 4 号、満場一致、原案可決。

議案第 6 号、満場一致、原案可決。

議案第 7 号、満場一致、原案可決。

議案第 1 1 号、満場一致、原案可決。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 中西 智昭君

報告第 2 号、令和 8 年 1 月 1 6 日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、中西智昭。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第5号、満場一致、原案可決。

議案第7号、満場一致、原案可決。

議案第8号、満場一致、原案可決。

議案第9号、満場一致、原案可決。

議案第10号、満場一致、原案可決。

議案第12号、満場一致、原案可決。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政副委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

ないようですから、総務財政副委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第1号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 辻本 一夫君**

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第1号について、副委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

**○議長 辻本 一夫君**

満場一致であります。よって、議案第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第2号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第2号について、副委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第2号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第3号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第3号について、副委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第4号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第4号について、副委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第5号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第6号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第6号について、副委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第7号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第7号について、委員長及び副委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第10、議案第8号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第11、議案第9号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第12、議案第10号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第13、議案第11号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第11号について、副委員長報告のとおり原案を可決するこ

とに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第14、議案第12号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

----- . ----- . -----

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和8年第1回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。お疲れさまでございました。

午後1時09分閉会

-----

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員